平成２５年（フ）第３５号
ベトナム　タインホア市レイモンインダストリアルパーク内、開始決定時の住所香川県高松市築地町16番地10
破産者　備酒　博基
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４号
兵庫県西宮市山口町名来２丁目15番14号　北六甲ヒルズ205号、開始決定時の住所香川県丸亀市土器町東８丁目48番地
破産者　佐々原　崇
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４６号
愛媛県今治市国分３丁目15番５号、前住所愛媛県今治市上徳乙168番地４
破産者　渡部　克仁
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２４６号
高知市長浜1880番地
破産者　谷岡　孝雄
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１１号
高知県香南市野市町上岡2665番地
破産者　山下万里子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４号
高知市唐人町７番４号　アーバンハイツ201号
破産者　髙橋　健次
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６３号
福岡県大牟田市本町１丁目１番地２
破産者　牧野　美佳
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６６０号
熊本市北区八景水谷２丁目７番33号
破産者　野本　徳之
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
熊本市中央区水前寺公園１番24号　キャッスル水前寺501号
破産者　伊藤　達也
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１０５８６号
大分県大分市富士見が丘西２丁目14－５、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字下安松187－41
破産者　鈴木　勝好
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４８４号
神奈川県川崎市宮前区菅生６丁目32－20－206、開始決定時の住所東京都世田谷区深沢６丁目15－11
破産者　上嶋棟一郎
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０００号
東京都葛飾区白鳥２丁目20番13号
破産者　株式会社ユーズ
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２６２号
千葉県八千代市八千代台東５丁目２番16号
破産者　有限会社原始空間
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１７３号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目27－８－202、開始決定時の住所神奈川県横須賀市平作６丁目１番10号
破産者　長森久美子
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３８３号
千葉県千葉市花見川区柏井町898－３、住民票上の住所千葉県八千代市八千代台東５丁目２－16
破産者　海老原鋭二
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６３号
東京都港区海岸３丁目13－12－901
破産者　三田真理子
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６３号
神奈川県川崎市高津区坂戸１丁目３－４－304、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区二子５丁目18－14－302
破産者　岡田　雅樹
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１６０号
神奈川県横浜市栄区柏陽20－10
破産者　村松　邦浩
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部